

第四十六回 参議院 地方行政委員会 會議 録 第三十号

昭和三十九年五月十二日(火曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 石谷 憲男君
西田 信一君
松本 賢一君

委員

熊谷太三郎君
沢田 一精君
館 哲二君
鍋島 直昭君
占部 秀男君
鈴木 海君
辻 武寿君
市川 房枝君

衆議院議員

渡海元三郎君

充議者

赤澤 正道君

政府委員

自治省行政局長 佐久間 盟君

事務局側

常任委員 鈴木 武君
会専門員

説明員

自治省行政局長 森 清君
局振興課長

本日の會議に付した案件

○行政書士法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

○大規模な公有水面の埋立てに伴う村

の設置に係る地方自治法等の特例に
関する法律案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから
地方行政委員会を開会いたします。
初めに、行政書士法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。
提案理由の説明を願います。衆議院
議員渡海元三郎君。

○衆議院議員(渡海元三郎君) ただい
ま議題となりました行政書士法の一部
を改正する法律案につきまして、私
は、自由民主党、日本社会党及び民主
社会党を代表してその提案理由並びに
内容の概要を御説明申し上げます。

まずこの法律提案の理由は、最近、行
政事務がますます複雑化する傾向にあ
ることに伴い、行政書士の資質の向上
と職務の適正な執行を確保することに
より、それを利用する国民の便益に資す
ることを目的とするものであります。

次に、その内容は、
第一に、行政書士の職務の範囲を明
確にするため、行政書士が作成する書
類の中に、実地調査に基づく図面類を
含むものとするのであります。

第二に、行政書士の資質の向上をは
かるため、国または地方公共団体の行
政事務を担当する公務員として在職し
たことにより行政書士となることので
きる者の資格を取得する期間を現行八
年から十二年に、高等学校卒業業者等
にあっては現行五年から九年にそれぞれ
引き上げようとするものであります。

第三に、行政書士の業務の安定とそ

の適正な執行を確保するため、非行政
書士等の取り締まりに関する規定につ
き、所要の整理を行なうとするもので
あります。

以上が行政書士法の一部を改正する
法律案の提案理由及びその概要であり
ます。何とぞ慎重御審議の上、すみや
かに御可決あらんことをお願い申し上
げます。

○委員長(竹中恒夫君) 本案について
の質疑は次回に譲りたいと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に大規模な
公有水面の埋立てに伴う村の設置に係
る地方自治法等の特例に関する法律案
を議題といたします。

前回到続き質疑を行ないます。御質
疑の方は御発言願います。

○辻武寿君 八郎湯の干拓に関する入
植者は、地元民のほうはほとんど皆無
に近い状態である、要望がないという
ことですが、その事情について、どう
いうわけでそうなのか、政府の見解を
お尋ねいたします。

○政府委員(佐久間盟君) 八郎湯は干
拓をいたしまして、本年度中に約六千
ヘクタールが干陸をいたすことになっ
ておりますが、したがって干陸が
できません間は、そこに居住する者も
ないわけでございます。干陸が進むに
つれて、あとの工事の関係者が逐次
入ってまいります。それから四十二年
から本格的に入植者が入植を始めるこ
とになっておりますので、そのときか
ら本来の意味での住民というものが生

ずるといふふうに予想をいたしており
ます。

○辻武寿君 中央干拓に入植するとす
れば約二百万円程度の資金が必要であ
る。これは政府でもそういうふうにし
ているわけですか。

○説明員(森清君) 八郎湯の入植につ
きましては、まだその具体的な内容が
定まっておりますので、いかほどの
資金をどのような形で調達させるか
というふうなことについての詳細はき
まっております。

○辻武寿君 私が聞いたところでは、
そういうような話でした。

それから現在までの土地ですね。も
し中央干拓地に入植するとすれば、
現在の土地や家屋並びに田畑等を売却
して本格的に入植することになる。
将来の保障等が判然としない今日にお
いては、将来農業経営について踏み切
るだけの意思がなかなか出てこない、
こういうふうな地元民の声なんです
が、そういうことに対しては、これか
ら先どういふふうに政府は考えておら
れますか。

○説明員(森清君) 直接の責任は農林
省でございますが、参っております
ので、私の存しておる限りのことを申
し上げます。

営農の形態につきましては、ただい
ま研究をいたしております。また、入
植開始前に実験農場もつくりまして、
またそこで営農の実験をする。
さらに入植を予定される人をそこへ入

れて訓練をする。そういう過程を経ま
して営農に自信を持ったときに本格的
に入植をするということでございます
ので、なお今後そのような実験を積み
重ねていって、将来の営農について十
分な成算を持って入植が始まるもの
と、このように承知いたしております。

○辻武寿君 そういう将来のことにつ
いて安心感を与えてあげなければ、私
は入植に踏み切れないと思うのです。
この間八郎湯のほうで地震があつて新
聞にも出たが、非常に地割れがひど
かった、そういうような場合にはすぐ
また作物、生活にも影響してくるわけ
ですが、あいつた場合には直ちに貸
し付け金でもしてあげるか、そういつ
たようなあたいたか保護の手がない
と、新しい土地というものは特にな
いのことが起こりがちなんです。か
ら、そういうことに対して十分な心が
まえと方策というものを立てていかな
ければ、なかなか完全な入植事業はで
きないと存じますが、こういうことに
ついては大員御見解はどうなんです
か。

○国務大臣(赤澤正道君) 新しい干拓
地に入る場合には、やっぱりそういう
不安が入植者には伴うのは当然であ
る。私はかつてオランダのゾイデル・
ゼーの干拓地を見に行ったわけであ
るが、ここでも政府のほうでいろいろの
作物を試作してまして、この干拓地
には何が適作であるかということをし
分検討した上で入植させておるよう

ございますが、八郎湯の場合もやはり同じであると思います。やっぱり入植希望者はその成果というものをよく見て、自分で判断をして入るわけでございまして、私は危険はないと思っております。自分でそろばんをはじかれるわけですから。ただ、おっしゃる通りに何せ新しいところだから思わぬ事故が起こった場合どうするかというところでございますが、まだいまのところ、やりそこなったらこれだけは出してやりまうというのを、いまきめる段階ではないと思います。事実そういつたことが起こりました場合に、これは当然國のほうでいろいろの心配をしてやる、かように考えております。

○辻武壽君 先日のような地震であらうふうな地割れがあり、地盤が陥没するということになれば、これはうっかり入植できないぞという気持ちになるのは人情だと思ふのです。ですからこういう点、将来の保障というものを考えて事を運んでもらいたい。

それから、これは碧南地方の開拓であつたということを私は聞いたわけでありまして、割り当て耕地面積が少なからぬ現金収入が非常になくて借金が返せない。五十万円借りて、住宅資金等で五十万円、百万円借りたのがいつまでたつても返せないでたまつています。それから新しい土地を地元民に割り当てることについて、漁業組合のボスがおつて、そのボスがどういふふうなからくりをしたのか、手続をしたのか知りませんが、入植者の名義で、他人の名義で実際はボスが土地を一部使つておるといふことがありまして、まああまりいいことではないけれども、ピンはねをしていふというこ

とがある。そういうことが事実碧南地区で問題になっていふことを聞いたのです。こういうようなことがまた将来秋田の八郎湯の開拓地などで同じようなことがあり得るのではないかと、このことを心配するわけですね。そういうことについて、政府は検討したことがあるのかどうか。

○國務大臣(赤沢正道君) そういう事実があればもちろん農林省当局では検討しておるはずでございますので、そのほうの委員会でも明らかにしていただきたと思つております。

○辻武壽君 これは農林省だけでなく、自治大臣のほうでもよく連絡をとつて、そういう干拓事業の場合には、あとが正しく行われるように、それから、そういう入植した人が全部全国から来るのでしようけれども、米でよかつたというふうな結果にならないければ、政府に対する不信の念が起きます。そういう点、くれぐれも注意をして貸し付け金制度とか、あとの事故があつた場合の保障等も考えて、またそうしたボス等に左右されることのないようになつていふよう、県でも国でもよく注意をして、干拓事業が完全に行なわれることを私は要望します。

○鈴木壽君 まづ最初に、あとで大臣にもちよつとお聞きしたいと思つて、最初に、この新しくできた村の財政の問題で、どういふようになるのか。たとえば税の問題にしろ、あるいは國からの交付税等の問題、いろいろあると思ふのでありますが、こういうことについて、いまどのようにお考えになつておられるのか、それをひとつお聞きしておきたいのですが……。

○鈴木壽君 通常の方式と、こうおつ

○政府委員(佐久間運君) 新村ができましてから、当初におきましては入植者につきましても担保力があまりないであらうと思つて、新村の財政につきましても、財政力がほとんどないという状態であらうと思つて、したがういふ、その間の新村のいろいろ事業に要します財政上の措置につきましても支障のないように十分配慮をしていかなければならぬと考えております。いま理論的には交付税で計算をいたしまして、足りないところは、さらに特別な需要につきましては特別交付税で見えていくというふうな、通常の方式がまず考えられるわけでございますが、さらに新村発足後の実情に応じまして、必要な検討をいたしてまいりたいと思つております。

○鈴木壽君 現在のところ、そうしますと、財政上の問題についてはどのようになるか、あるいはどのようにするつもりなのか、はつきりしておらないというところでございます。

○政府委員(佐久間運君) 前回農林省当局から答弁もございましたように、新村といたしまして道路、学校その他必要な公共施設の建設につきましては、もし事業団が新設されれば、便宜それに委託をして実施してもらおうというところは考えておりますが、その他の通常の経費につきましては、先ほど申しましたような通常の方式でまず考えて、おそらく新村が発足いたしましたと、通常の方式ではないかいろいろな事情もあるかと思つて、そのときの事情に応じてさらに必要な検討をしてまいりたいという考え方でございます。

○鈴木壽君 通常の方式と、こうおつ

の段階でこまごまのこととかも、ある程度の予想を立てておく必要があるのではないかと思ふことが一つ。

それからいま一つは、御説明の中にありました事業団ができて、いろいろな公共施設等が事業団の手によってつくられていく、この場合に、当然村でやらなければならぬ役場の庁舎なりあるいは学校なり、その他の施設等を、二点を取り上げてみましたが、これはただ事業団に委託をしてやるのだといつても、経費の負担区分が一体どういふふうになるのか、全部これを村で持つて持つていくことになるのか、あるいは村で持つ場合とどのよう形であるでしようけれども、そういうものを一体どうするのか、これはもう少しやばりいまの段階で明らかにしておきたいのか、皆さん方のこれからこの方途、方法というものを、やはり明らかにしてもらいたいと思ふんですが、出たとこ勝負でそのときになればそのとき考えるでは、これはやはりおかしなことになると思ふから、その点についてもう少しお答えいただきたいと思ふ。

○政府委員(佐久間運君) 第一の点でございますが、新村が発足いたしますと、さうさく仰せのとおり事情にならうと思つて、さしあたり必要といたします役場の諸経費でございますが、職員につきましては、職務執行者はじめ県の職員を充てることになりまふので、これの人員費は県費で負担することに考えております。そういうしましては、当初はそういたしたことも

なからうかと思っておりますが、しかし収入のほうも御指摘のようにわずかなし期待ができませんが、それで足りない分につきましては、交付税、特別交付税でさらに措置をするという考え方をいたしております。

それから第二の点の道路、学校などの公共施設でございますが、これは本来村が設置すべきものでございますが、前回のいろいろ御質疑がございましたような事情から、営業関係の施設を、並びに指導をいたします事業団が、できますれば、それらの施設と一緒に関連をさせて建設をしてもよろしいことが何かと便宜かと思っておりますので、それによれば委託をするようなことで、建設をしてもよろしい、そしてその経費につきましまして、地方債で長期にわたって償還をしていくというような方法を、ただいまのところ考えておるわけでございます。ただ、この事業団がどういうような機構でどういうような仕事をするか、発足するかにつきましては、まだ農林当局と十分打ち合わせをいたしておりますので、まだはっきりいたしたところまではわかりませんが、大体そういうような考え方をいたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 当面の村役場の仕事といつても、これはたいしたことはございませんが、その場合のいわば吏員といひますか、職員についてのやはり人件費等は、これはもとともと県の職員というところでございますから、これは県費で持ってもらう、こういうことでございしますが、その場合に、じゃ県に対して一体どうするのか、県に対しては何かまた特別な、この分に対する人件費等の、県が持つておる分に対して国が

何とかの方法で見えてやるのかというようなことは、これは考えておられるのですか。それともこれは県独自の裁量でやれ、あるいは県独自の経費でやるんだ、こういうことになりませんか、その点どうですか。

○政府委員(佐久間重君) これは特別な財政需要になりますので、特別交付税で措置するというのを考えております。

○鈴木壽君 さつきも申しましたが、当面考えられる村の収入というのは、これは交付税しかないと思っております、一年あるいは二年あたりまでの間は、この点はどうですか。

○政府委員(佐久間重君) いろいろな工事関係の機械等も入りますので、それらの償却資産に対する固定資産税の収入も若干期待できると思っております。

○鈴木壽君 工事関係で、干拓され、干陸されたその土地のいろいろな工事に機械が入る、その機械からのいわゆる固定資産税というものも入るんではないか、こういうお話でございますね。

○政府委員(佐久間重君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 その場合に、固定資産の評価というものは、どこでこれは行ないますか。

○政府委員(佐久間重君) 新村で行ないます。

やれるような規定になっておりますけれども、固定資産評価審査委員会の仕事の委託なり、実際に仕事をすることというやうなものについては、何らやっておりますが、そうしますと、新村において行なうと、こうおっしゃいますけれども、新村では、その職務執行者なり、それから県から派遣されたような職員が実際にそういうことをなさると、こういうことでございしますか。

○政府委員(佐久間重君) そのとおりでございます。

○鈴木壽君 この法文からしますと、次のとおりにならざるを得ないと思うのですが、なぜ固定資産評価審査委員会だけは、さつき言ったように、他の委員会等においては、それぞれたえは県の段階において委託をするという形をとっているが、これだけは除外したのなぜですか。

○説明員(森清君) 固定資産評価審査委員会という制度は、固定資産に特有な異議の申し立てに関する制度でございます。この制度を設けましたゆえんは、土地、家屋、償却資産につきまして相当大量に処理しなければならぬ、しかも一度評価額を決定いたしましたら、それに基づく賦課処分が行なわれるわけでございまして、その賦課処分の段階で異議の申し立てをやるより、評価の段階であらかじめ適正に決定して、法律的に争いのないものにしておくということが能率的であるという趣旨から設けられた特別な制度でございます。したがって、新村において予想される程度のこととございしますならば、それぞれの賦課処分が行なわれまして、その賦課処分に対してする一般の通常の争訟制度、異

議の申し立て制度を使っていけば十分足りるのではないかと、あらかじめばらに評価額を決定しておくという機構をつくらなくても十分やっております、こういう判断で、この固定資産評価審査委員会というものは置かない、このようにいたしたわけでございします。

○鈴木壽君 これは、私は固定資産評価審査委員会というものの制度が置かれておるといふ、こういう趣旨からいって、かりにこういう他と違うような、いわば新しく誕生する村でございしますから、一がいには、すでに発足しておる市町村と同一には見られないにしても、そういう制度というものを全然抹殺してしまうようなことについては、これはどうですか。たとえば人事委員会なんかの仕事までも県に委託していただきますね、新村の場合に人事委員会のことでどういふことがあるのか、一方には県の職員がそこへ行ってやっておるだけ、もう最初の二、三年の間に人事委員会で取り上げなければならぬというような仕事が一休どこにどれほどあるか、しかし、そういうことすら一応やっぱりたててきえ上設けなければならぬと、しかし設けるといふことはできないということから、県の段階に事務をやってもらうと、こういう方途をとっておりますね。私はやはりそういうふうな行き方というものは必要だと思ひ、特にそういう固定資産の問題では、いま言ったように、評価は新村の職務執行者なり、二、三のその職員がやるんだ、あとそれで終わるんだと、こういうことで、やっぱりおかしいと思ひますが

ね。その点、御説明がせつかくありません。たけだも納得できないんですが、どうですか、その点。

○説明員(森清君) 鈴木委員の言われました固定資産の評価を適正にするという面でございますが、これにつきましまして、一般の市町村につきましても固定資産評価委員会というものを設置いたしまして、それは市町村長の指揮を受けて評価を適正にする。最終的には市町村長が評価額を決定するわけでございしますが、そのような制度が設けられておるわけでございします。したがって、相当大量に固定資産の評価事務が生ずる、あるいは専門的な判断を要するということになりましたら、新村においてもこの固定資産評価委員会を設置することができるとございします。しかし、通常考えますと、一般の市町村につきましても、あまり件数のないようなものについては、固定資産評価員を置かなくてもいいというふうなことが法律的にも規定されておるわけでございしますが、新村におきまして、たとえばもしも田畑等におきましても、これは国でつくります、何と言いますか、同じ程度の同じ態様の田畑がで上がるわけでございしますから、こういうものについても評価は比較的画一的にできるのではないかと、これは、住宅等を建てたとしても、これは事業団が原則的に建てたものでございしますから、こういうものについては、いかというふうな考え方をしております。また、償却資産につきましましては、これは原則的には納税者のほうからの申告額がありまして、これに基づいて評価をいたすわけでございします。これにつき

ましても、機械装置等でございますので、それについて他の市町村が行なう程度の評価事務というものが新村の職務執行者あるいはそれを補助する県の職員に段階で十分処理できるんではないか、このように考えた次第でございます。

○鈴木壽君 さつきもちょっと言いましたが、公平委員会等の仕事、どの程度あるというふうにあなたの方予想しておりますか。

○政府委員(佐久間遷君) 職員の身分は県にございますので、身分に伴います事件はございません。ただ、勤務をいたします場所が村でございますから、その勤務環境等に関係した問題につきましては事案が起り得るといふふうに考えております。

○鈴木壽君 事案は起り得ると、実際に起るかどうかわからぬけれども、私はきわめてまれだと思ふんですがね。おそくないだろうかと思ふんですが、しかし、予想としてはやっぱり起り得るという前提に立たなきゃならぬと思ふます。そういうふうな点からして、たとえば固定資産評価審査委員会、めんどろなことは起らぬだろうと、土地なんかでも画一的に区画を定めて国の手でやっていく、事業団の手でやっていくんだから、評価なんかもきわめて簡単だろうと、その間にいろんな問題は起らぬだろうと、こうおっしゃるんですが、しかし、あそこが広い一万五千歩にわたる区域の土質が必ずしも一律でなかったり、いろいろな条件があるわけですね。これを一律にどこの区域における土地について同じような評価で、きちんとやるというようなことは、私は実際として

はむずかしいと思う。たとえばあそこの水深が、いまの予想では深いところでも五メートル、三メートルから三・五メートルくらいの水深だろうと、その程度になるだろうと、水面より下がったところになるんですね。しかし、一律にまっ平らなそういうところになるというわけでもないらしいです。多少高いところもあるだろうし、低いところもある。低いところの中には、ひどいのがたくさんあるというふうなこともいまいろいろ予想されておりますね。そういうところに、土地の条件というものは必ずしも——あの区画は新しい区画とは言いがた——同一ではない。土質なんかも多少違うというふうなところも出てくるらしいんですがね。これは一つの例であります。予想から言ったら、だれもが異議を持たないような評価、異議のさしはさまれないような評価をするんだと、こう私は必ずしも言い切れないと思ふんですが、ですから、こういう一つの制度というものは、それは私は何も償却資産のことばかり言っているのではなく、一般的に言って、固定資産そのものについて、できるだけ適正にということをして、できる一つの制度でありますから、そういう一つのたてまえによつて置かれる制度というものは、やはりどこかでやれるようなことをしておくことがいいじゃないだろうか、そういうようなことが実際に起り得るかどうかなというところは、いろいろ問題があるにしろ、やはりたてまえ上どこかで取り扱えるようなことをしておくことが私はいいんじゃないか、そういう意味から言つて、さつきから聞いている公平委員会の場合にはこうするとかという

ようなことがあつたら、やはりここでもそういうふうな措置をしておく必要があるんじゃないか、こういう気持ちがいま強いのですが、その点あらためて伺います。

○政府委員(佐久間遷君) 鈴木委員のおっしゃいますこともとてもでございますが、確かに固定資産の評価につきましては、理屈の上から申しますと、起り得るとは存じます。ただ固定資産評価員は、これは必要があれば新村におきまして置くことができるわけでございます。それらの評価に對する不服の審査の機関でございますので、他の公平委員会等の場合におきましては、村にありません場合におきましては、県にそれと相當する機関がございまして、その県の機関に代行させるという方法をとつたわけでございますが、固定資産評価審査委員会につきましては、それを代行させるに相當する機関が県にもございせん。さりとて起る起らないかわからない、かりに起りましても、ほんの一、二しか起りませんと思ふられますようなケースのために、わざわざ一つの機関を新村に経過期間の間に置くということも、全体のたてまえからいたしまして適當でないのではないかと。新村の機構というものは、必要な限度においてやはり簡素化していくということがよろう、このような判断に立つたわけでございます。

○鈴木壽君 もちろんお話のように県の段階にそういうものがあるわけじゃないので、ストレートに県に持つていくということはできませんが、何かかしこいうものを生かすようなことを考えておくほうがいいんじゃないかと

私は思う、たてまえ上。実際問題としてあり得るかどうか、あるいはそういうことは起らないかもしれない。これは、いま、にわかにお互い先のことを予想して言つても、これはなかなかむずかしい問題だと思ひます。しかし、そういうものを置かなければならぬ、そういうたてまえだとすれば、私はどこかにそういうものの精神の生かされるような、この制度というものを生かしていくようなものを置くことが、やはり村が新しいとか小さいとか大きいとか、そういうことは別にして、私はやはり考えていくべきじゃないだろうかと思ふのですが、何か便法はございせんか——便法というところ少し悪いのでございすが……。

○政府委員(佐久間遷君) 先ほど御説明申し上げましたように、この評価審査委員会は、相當大量にこういう審査を要する事案が起りました場合に對処するための制度でございますので、この新村におきまして、かりに不服があり得るといたしましても、これは査定の際に争えは足りるわけでございますので、これは新村におきまして十分処理し得る。もし職務執行者の処理が適切を欠くようなことがございすれば、県におきまして十分指導をいたしまして、誤りなきを期することが可能であるし、また、そのようにいたすべきだと、さつきから考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 職務執行者の段階で、そういう、かりに不服等があつた場合には、そこでひとつ十分配慮をしていくんだと——職務執行者というのは、村民、住民の意思によつて選ばれたもの

でもなければ、いわば県の知事の任命された県の職員が行くんですから。私は、かつこうとしてはいい。そこでです、職務執行者で不服の点についてうまく処理できるかどうかといううなことにについては、こういう職員のとてまえ上からいつても、私は問題があると思ふのです。県の知事の任命の間が、必ずしも、何といひますか、非民主的だというそういう意味ではないけれども、しかし、村民が、自分たちが選んだ人ではないですから……。

で、たとえば、四百二十三条の、いまの固定資産の評価委員会の設置、選任等は、私は、やはりこれは、実際としてはあまりないけれども、もしもあれども、しかし一つでも二つでもあり得る場合の予想として、こういう規定ができておると思ふのです。ですから、やはりそういうものだったら、やはり新しい村であつても、こういうようなことをどこで生かすようなことをやはりやるべきだと思ひます。まあその点ひとつ……。これは幾らしゃべつておつてもどうもしようがないやうでありますから、ちょっとあなただと私この点については考え方が違ひます。まあその点は、しかしやめましよう。

それから第二にひとつ伺ひたいのですが、私新しい村の設置に伴つての法律について一番心配なのは、住民の自治というものが非常に制限されていることだと思ふのです。住民の自治というものが非常に制限されている。で、将来、この法律が適用されるようなどういふものがでてくるか、これはわかりませんが、少なくともいまの八郎瀬干拓に伴なうこの村の設置を考え

てみます場合に、これは当然おそろく、そのためにできた法律だろうと思いますが、何といつても、やはりいま申しましたように、選挙権もなければ、村のいろいろな行政運営、そういうものに対する住民の発言権というものは非常に制限されて、初めは何もないですから、かりにその五年なら五年という間、年々入植者が入るとか、あるいは、その他の人が入るとか、そういう状況であるから、最初のわずかの人はいいんじゃないか、こういう考え方もおそろくあると思うのです、しかし、そういう場合であつても、少ない数の住民、入植者であつても、その村の人々には、それぞれ発言権なり、村政に参与させる何か方途というものが、私は最大限やはり工夫してやっていかねばいけないと思ふのです。それが何らない。すべて県の段階でやるとか、知事の承認を得なければならぬとか、県の議会の同意を得るのだとか、そういう形でだけ行なわれておる条例とか、その他の議決事項においてはですね。私はこれは根本的な問題だと思ふのです。しかし、まあ、私も事情はわからないわけじゃないですから、最初に入ってくる人に、長いこれからの、何といひますか、村の運営なりいろいろのことに対する全部の権限を大幅に与えてしまふというわけにもいかないということもわかります。しかし、基本的に言つて、できるだけ早い機会に、少ない住民であつても、いま言った自分たちの村としての権利なりあるいは自分たちの意思なりというものを反映するということが、ぜひ私は必要だと思ふ。そういう意味

において、ここに自治大臣が選挙の日を指定するようになっておりますが、この指定の日について、八郎潟のいま村ができていく状況の中に、いつごろおやりになるか、現時点においてですね。この点をまずひとつお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(赤澤正道君) 先ほどからの御議論を拝聴してゐるわけですが、なかなか微に入り細をうがつて、新しくできる村のためにぜひ御心配をいたしてゐるのではありません。私も、私どもといたしましては全く同感でございます。ただ、なかなか新しい村づくりは容易ではないと思ひますけれども、やはりこれは入植者の方々が、まあみづから築き上げていかなければならぬとせんけれども、一方こうして国会でも大体近い将来の状況というものを推定いたしまして、ここにこういうふうな計画を立てようとしてゐるわけでございます。ですから十分なこととはあるかもしれませんが、起り得べきことは大体想定いたしましてこの法案に考へてゐるわけでございますが、ただいまおっしゃいました意味では、まず日本の領土ですから、普通の日本国民としての公民権はもちろ十分行使なさる場合もあるわけですから、ただ自治という点になりまして、いまの現状では、何となく十分だと言われればいたしたくない。たとえば住民がここへ十世帯おつても三十世帯おつても、新しい村は村だと言われればそれまででございますけれども、やはりまあ近い将来には三百世帯、人口にして一万人以上の者が入るといふと、大体いまの時期においてもほうつておく

わけにはまいりませんので、大体本来の意味における住民と申しますか、最初のそういう意味での入植者が入りますのが、昭和四十二年に予定されております。ですから、そういう形になりましたらすぐ選挙をやらなければならぬと考へておられます、状況にもよりますけれども、いまの段階では、そういう見当をつけている次第でございます。

○鈴木壽君 まあ私は大臣のお考えをかりましたから、これ以上あまり申し上げないことにいたしましたと思ひますが、この法律案をずっと見ましてきき申し上げました住民のいわゆる公民権なりあるいは自治権というものはいろいろ制限があるといふこと、これが一番私は問題だと思つておつたのです、そこで「自治大臣が指定する日」といふのは一体いつになるのか。まだわからなないか、ことし入つたばかりじゃないか、来年まで待とうやというふうな、まあ少し俗な言い方で悪いのですが、そういうことであるに延ばされるようなことがあつては非常に困ると、そういう点を私は心配をいたしておるわけなんです。さればといつて、法律でびしやうと、いつになったら指定をするんだといふことも、実はこの法律からしますと、なかなか書けない。対象が八郎潟だけでないでしようから。将来またどこかにめつたにこういうことはないだろうと思ひますけれども、どこかに出てくるかもしれないから、いわば特殊な法とはいいながら、一般法みたいなところ、びしやうと期日を切つて書くといふことも不可能だとは思ひますが、何かそういう点において私は心配で

す。ですから、これはいま大臣がおつたように、これは三十九年度からでですね。ことしから若干人が入つて、もう入つてゐますし、来年度では相当何といひますか、いわゆる指導員みたいな者も一部に入る、四十一年度では訓練生といふことになるかもしれないけれども、将来その村に定着する人が相当の数が入ってくるわけですから、本格的な、いわゆる入植者としての営農関係のことになりますと、四十二年度でありますけれども、もう人が入るのには三十九年度で相当入つて、いわゆる訓練を受けてゐる。こういう状況です。その訓練を受けてゐる人であつても、いま言ったように、これは定着するつもりで入ってくる人なんでありませう。数が三百か四百だから、これははどうでもいいじゃないかといふ考へ方は、ぜひ私はとつてもいいかといふこと、思ふのでございますが、ひとつその点を、要望といふことにもなりまして、たけれども、機を失しないで選挙等についての自治大臣の指定があるようにいふことを、ここで私申し上げておきたいと思ふのですが、重ねて結論だけよろしくいふから、大臣にお考えを……。

○国務大臣(赤澤正道君) 新しい村づくり、特に農民の開拓の場合、なかなかやつたい問題があるでしょうし、県やまた国に対する要求もあることと思ひます。で、それを隣村に頼んでやるといふわけにもいきませんし、新しくできた村が、じゃ県にどう呼びかけるかといふ、そういうことにつきましては、なかなか村自体がまとまることとさへ容易でないと思ひます。そこで最初から議会をつくることでござい

非常に迷惑な話で、自分が進んで残りたいというのならけつこうですが、少なくとも県庁につとめる人は、卒直に言つて、村へつとめるといふことは、いよいよ年も取つてしまつてどうにもならぬという人は別ですけれども、いまとちよつと若い人たちにないと思ふんですね。そういう点の扱い方などは、はつきりしてもらへるんですか。

○政府委員(佐久間遷君) その点は、たまたまこへ派遣されました職員が、自分の意思に反しまして、この村にとどまらなければならぬというたようなことはもちろんないようにいたすつもりであります。

○占部秀男君 けつこうです。

○委員長(竹中恒夫君) ほかに御質疑はございませんか。——他に御発言もないようでございますので、本案についての質疑は終了したものと認め、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○西田信一君 私は自由民主党を代表いたしまして、本法律案に賛成し、あわせて各派共同提案にかかります附帯決議案を提出したいと思ひます。

この法律案は、近く完成が予想される百五十八平方キロメートルの面積と二万余人の予想人口を持ち、新形式の営農が行なわれようとする八郎潟中央干拓地の区域のように、周辺の市町村と関連なく、今後一つの独立した地方公共団体として十分成り立つていく見通しがある場合に、新しい村を設置し、運営することのできるような地方自治法の特例を定めようというものでありまして、きわめて特例的な法案であ

り、妥当なものと考えます。

しかしながら、この法律の施行にあつては、若干の問題を含んでいるのであります。すなわち、審議の過程において問題となりましたように、新村には、当分の間、村長も議会も置かず、知事の任命する職務執行者が村長の職務を行ふこととし、また、村議会の議決にかわり、知事の承認を得て条例を制定する等の、いわば異例の制限自治制をとつております。これは土地ができ、村ができから人口が数年間にわたり逐次増加していく新村でありますから、過渡的段階としてまことにやむを得ないところであり、現実的問題としてこれ以外に方法がないと思ひます。しかしながら、私は、住民自治こそ最大の尊重を払ふべきものであるとの観点から、二つの点を取り上げ、各派共同提出による附帯決議といたしまして、本法施行の後、政府の十分な配慮を要望し、本法案に賛成するものであります。

附帯決議案を読み上げます。

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案に対する附帯決議案
本法の施行にあたり、政府は次の諸点につき、遺憾のないよう措置すべきである。

一、自治大臣が指定する新村の設置選挙の日には、住民意思を尊重する趣旨から、可及的速やかに指定すること。
二、新村の議会が成立するまでの間、条例の制定及び議会の議決事項の決定については、住民の意思にそつよう配慮すること。
右決議する。

であります。

どうか委員各位の御賛同をお願いいたしまして、私の討論を終わります。

○委員長(竹中恒夫君) 他に御意見もないようでございますので、討論は終了したものと認め、これより採決を行ないます。

大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律案全部の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(竹中恒夫君) 全会一致であります。よつて、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました各派共同提案の附帯決議案の問題に供します。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(竹中恒夫君) 全会一致であります。よつて、本附帯決議案は全会一致を以て本法律案について本委員会の決議とすることに決定いたしました。

それでは、ただいまの附帯決議について自治大臣の所信をお聞かせ願ひます。

○国務大臣(赤澤正道君) 御決議の趣旨には全く同感でございますので、そのようにいたしたいと思います。

○委員長(竹中恒夫君) なお、本案の審査報告書につきましては、委員長に御一任願ひます。

本日はこの程度にいたしたいと存じます。

次回は五月十四日木曜日午前十時、

行政書士法一部改正案並びに地方行政連絡会議法案について審査の予定でございます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月二十二日)

一、行政書士法の一部を改正する法律案(衆)

五月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、固定資産の評価がえ取りやめに関する請願(第二一六七号)

一、公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願(第二一八七号)

一、公衆浴場営業用水道料金等減免に関する請願(第二一八八号)

一、新産業都市の建設促進に関する請願(第二一九〇号)

一、財政力の貧弱な地方公共団体の財源充実に関する請願(第二一九一号)

一、辺地対策事業債の増額に関する請願(第二一九二号)

一、固定資産の評価がえ反対等に関する請願(第二一九八号)(第二二九九号)

一、固定資産税の評価制度改正に関する請願(第二三三七号)

一、義務教育費の負担軽減に関する請願(第二三三八号)

第二一六七号 昭和三十九年四月二十四日受理

固定資産の評価がえ取りやめに関する請願
請願者 新潟県中頸城郡妙高村 樽本 丸山初男外六百三十八名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第九六八号と同じである。

第二一八七号 昭和三十九年四月二十四日受理
公衆浴場業に係る地方税免除に関する請願
請願者 埼玉県浦和市仲町二ノ一〇一埼玉県公衆浴場 業環境衛生同業組合内 丸山健吉

紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第一八三九号と同じである。

第二一八八号 昭和三十九年四月二十四日受理
公衆浴場営業用水道料金等減免に関する請願
請願者 埼玉県川越市新富町一ノ七埼玉県公衆浴場 業環境衛生同業組合内 川島春吉

紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第一八四一号と同じである。

第二一九〇号 昭和三十九年四月二十四日受理
新産業都市の建設促進に関する請願
請願者 長野県議会議長 風間 和夫

紹介議員 小山邦太郎君

長野県松本諏訪地区新産都市建設促進のため、左記事項の実現を強く要望するとの請願

一、国家資金を計画的かつ重点的に大幅投入すること。
二、新産都市建設事業に係る国の負担の特例制度の立法化を実現されたいこと。

三、起債対象事業の拡大及び起債充当率を引き上げること。
四、地方交付税の需用額の算定にあたり特別補正等を行うこと。

理由

長野県松本諏訪地区は三月三日に正式に新産都市の指定を受けたが、新産都市建設の所期の目的を達成するためには、用地の先行取得はもとより、道路、鉄道、通信の整備をはじめ用水の確保、住宅の建設及び教育文化施設、厚生施設、職業訓練施設等の整備充実等に膨大な財政資金が必要である。特に同地区は内陸唯一の新産都市として他地区とは異なり、その地理的条件と恵まれた自然的条件を活用して、工業、農業、観光の三位一体の開発発展を図る上に、道路、鉄道の整備充実が緊急の課題であり、大幅な公共投資が必要であるが、県及び市町村の財政力ではその達成が困難である。

第二一九一号 昭和三十九年四月二十四日受理

財政力の貧弱な地方公共団体の財源充実に関する請願

請願者 長野県議会議長 風間和夫

紹介議員 小山邦太郎君

地域格差の是正を促進するため、地方

交付税制度を再検討し、低種地市町村に対する態容補正係数を引き上げ、一般的に行政の質及び量の差のあることを前提として行なわれている割増しを緩和するよう改正し、引き続き貧弱な地方公共団体の財源の充実を図るよう要望するとの請願。

第二一九二号 昭和三十九年四月二十四日受理

辺地対策事業債の増額に関する請願

請願者 長野県議会議長 風間和夫

紹介議員 小山邦太郎君

理由
辺地における公共的施設の整備計画を達成するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」による辺地対策事業債のわくを大幅に増額されるよう強く要請するとの請願。

理由

政府が昭和三十九年度予算に計上した辺地対策事業額は十五億円にすぎないが、辺地対策事業債の充当状況からみて、この額ではとうてい所期の整備計画を達成することは困難である。

第二二九八号 昭和三十九年四月十七日受理

固定資産の評価がえ反対等に関する請願

請願者 大阪府城東区今福北二ノ一五 清水正文外二十七名

紹介議員 須藤 五郎君

国民生活は、低賃金、低収入と物価値上がり及び重税でますます苦しくなっているから、国会は国民を代表する機

関として左記の事項を議決せられたいとの請願。

一、家賃、地代の値上りをまねく固定資産の評価がえと増税に反対すること。
二、固定資産税の免税点を大幅に引き上げ基礎控除を新設すること。

理由

池田内閣発足以来、物価はうなぎのぼりにあがり、生活必需品は一年間に二十パーセントも上昇している。税金は四年間に一兆円近く自然増という名で増徴され、住民税の増税が行なわれた。減税は米軍や大企業だけにおこない、一般国民には増税を押しつけ、家賃、地代の大幅値上りにも通ずる固定資産税の増税を計画している。

第二二九九号 昭和三十九年四月十七日受理

固定資産の評価がえ反対等に関する請願

請願者 大阪府城東区森町南一ノ二五 小谷道雄外七十七名

紹介議員 鈴木 市藏君

この請願の趣旨は、第二二九八号と同じである。

第二三〇四号 昭和三十九年四月十八日受理

固定資産税の評価制度改正に関する請願

請願者 埼玉県議会議長 三ツ林弥太郎

紹介議員 上原 正吉君

固定資産税の評価制度改正の目的は、適正な時価による適正な固定資産

税を負担させるためのもので、住民負担の加重とならないようにすべきであるとの趣旨を各市町村に徹底するとともに、左記事項についてとくに考慮せられたいとの請願。

一、固定資産税評価の改定は実質的に納税者の増税とならないようにすること。
二、固定資産税の改正は住民負担と市町村財源との均衡をはかるため、次のことについて配慮すること。

(一) 評価制度の改正に伴う税負担の調整は、税率の引下げと課税標準の特例により均衡維持がなされるべきであり、また企業にかかわる固定資産税の減収分を個人にかかる固定資産税の徴収等で補てんする結果とならないようにすること。

(二) 税率は、資産の種類により異なつた税率を用いることのないようにすること。

(三) 税率引下げにより償却資産等についての税が減収となる場合は、国税の一部地方移管等により自主財源を確保できるようにすること。

第二三〇八号 昭和三十九年四月十八日受理

義務教育費の負担軽減に関する請願

請願者 埼玉県議会議長 三ツ林弥太郎

紹介議員 上原 正吉君

義務教育費に対する住民負担の禁止に伴う市町村の負担軽減を図るため義務教育費の基本単価、補助率の引上げ及び起債のわくの引上げ等の措置をとられたいとの請願。